

岐阜県公報

目 次

告 示

道路の区域変更

訓 令 甲

道路監理員及び河川監理員に充てる職員の職の指定に関する規程の一部を改正する訓令

(道路維持課)

ページ
一

(道路維持課)

二

告 示

岐阜県告示第七十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年四月一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 区域 変更 前後 | 敷地の幅 員 (ル)メートル | 延 長 (ル)メートル | 備 考 |
|-------|------------|--|--------------------------------|----------------------|----------------|-----|
| 県道 | 岐阜 関ヶ原線 | 岐阜市一日市場字柳原一 九六〇番の一地先から 同市同字同 九六六番の一地先まで | 前 二二五 〇 後 三三〇 〇 | 二二五 〇 三三〇 〇 | 七〇 〇 | |

岐阜県公報 号外 毎週 (火曜日)

発行

(休日) (ときは翌日)

平成二十四年四月一日

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第十六号

庁 中 一 般
各 現 地 機 関

道路監理員及び河川監理員に充てる職員の職の指定に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

道路監理員及び河川監理員に充てる職員の職の指定に関する規程の一部を改正する訓令

道路監理員及び河川監理員に充てる職員の職の指定に関する規程（昭和五十一年岐阜県訓令甲第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一本庁の部道路建設課の項から街路公園課の項までの規定中「技術課長補佐」の下に「係長」を加え、同表土木事務所の部総務課の項中「事業調整担当」を「管理調整係」に改め、「技術課長補佐」の下に「係長」を、「主任技師及び技師」の下に「契約係の係長」を加え、「施設管理担当」を「施設管理係」に改め、同部施設管理課の項中「技術課長補佐」の下に「係長」を加え、同部用地課の項中「及び課長補佐」を「課長補佐及び係長」に改め、同部道路建設課の項及び道路維持課の項中「技術課長補佐」の下に「係長」を加え、同部河川砂防課の項中「及び技術課長補佐」を「技術課長補佐及び係長」に改め、同部都市整備課の項中「技術課長補佐」の下に「係長」を加える。

別表第二本庁の部河川課の項中「技術管理監」の下に「徳山ダム対策室長」を、「技術課長補佐」の下に「係長」を加え、同表土木事務所の部総務課の項中「事業調整担当」を「管理調整係」に改め、「技術課長補佐」の下に「係長」を、「主任技師及び技師」の下に「契約係の係長」を加え、「施設管理担当」を「施設管理係」に改め、同部施設管理課の項中「技術課長補佐」の下に「係長」を加え、同部用地課の項中「及び課長補佐」を「課長補佐及び係長」に改め、同部道路建設課の項及び道路維持

課の項中「及び技術課長補佐」を「技術課長補佐及び係長」に改め、同部河川砂防課の項中「技術課長補佐」の下に「係長」を加える。

附 則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年四月一日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりとびあ十三 岐阜文芸社